

# 松木飯塚 税務情報

NO. 55

相続法改正は、今月～平成32年年7月まで順次施行  
相続人への10年超経過贈与は遺留分基礎から除外  
自筆証書遺言が簡便に、法務局保管可能に

松木飯塚税理士法人 代表社員税理士松木慎一郎・飯塚美幸  
〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目3番10号 元赤坂レジデンス1910号  
TEL 03(5413)6511(代) FAX 03(5413)6512  
URL <http://www.mi-cpta.com> E-MAIL [info@mi-cpta.com](mailto:info@mi-cpta.com)

平成30年7月に民法相続編が改正され、この1月13日から順次施行がスタートします。

そもそも平成25年9月4日最高裁判決により、それまで半分だった非嫡出子の相続分を嫡出子と同等とし、同年12月それに合わせて民法が改正されました。いわゆる「生(な)さぬ仲」の子の権利強化に配偶者が脅かされないようにとの問題意識が、今回の相続法改正の発端です。

## ■平成31年1月13日スタート 自筆証書遺言の要件緩和－財産目録はワープロでもOK。

遺言書を従来のように全文を手書きせず、本文のみ自筆、ワープロ作成でOKとなります。

つまり、本文は自筆で「遺言書タイトル+妻に別紙1の財産+長男に別紙2の財産+年月日+署名+印鑑」とし、別紙目録をパソコン作成し、各ページに自書押印すれば完了です。

## ■平成31年7月1日スタート① 相続人の相続開始前10年以前の受贈財産は特別受益対象外

従来は、相続人への生前贈与財産は遺産の先渡し(特別受益)として、無期限遡りで相続財産に合算して遺留分が計算され、いたずらに相続争いを招いていました。改正後は、遺留分侵害を目的としない限り、相続開始前10年以内の贈与に限り遺留分対象とされます。事業承継などで確実に対象者に渡したいものは、10年制限に係らないように、極力早期に贈与してあげましょう。

## ■平成31年7月1日スタート② 遺留分減殺は、相続物件ではなく金銭で請求、支払期限猶予も

改正後は、遺言書指定の財産が相続分の1/2の遺留分以下の相続人は、多い相続人から取り戻すには金銭のみとされます。金銭請求された人は、支払期限の猶予を裁判所に求めることができます。

## ■平成31年7月1日スタート③ 婚姻期間20年以上の夫婦間の居住用財産贈与は特別受益外

相続分や遺留分と切り離されます。2千万円贈与税非課税特例と合わせて配偶者優遇制度です。

## ■平成32年4月1日スタート 配偶者居住権－相続税の課税対象にも

- (1) 配偶者短期居住権：被相続人自宅の同居配偶者は、①相続開始から6か月と②遺産分割確定、③自宅取得者が退去申入から6か月のいずれか遅い日までは居住継続可能、相続税はゼロ評価です。
- (2) 配偶者居住権：遺言又は遺産分割・審判により同居配偶者は原則終身まで居住継続できる配偶者居住権を登記できます。建物所有権が移転しても譲受人に対抗できますが、配偶者居住権そのものは譲渡することはできません。また配偶者以外との共有自宅は対象外です。評価は次の通りです。

- ①配偶者居住権設定建物：建物相続税評価額×{(残存耐用年数－存続年数※)÷残存耐用年数}×存続年数※の複利現価率※
- ②配偶者居住権：建物相続税評価額－①配偶者居住権の価額 ※存続年数は平均余命年数で計算
- ③配偶者居住権設定敷地：土地等の相続税評価額×存続年数※の複利現価率※ ※複利現価率は法定利率＝3%で計算
- ④配偶者居住権の敷地への権利：土地等の相続税評価額－③配偶者居住権設定敷地の評価

(3) 配偶者居住権の登記には建物固定資産税評価額×0.2%、相続税の物納では劣後財産です。

## ■平成32年7月10日スタート 自筆証書遺言の法務局保管、検認不要に

本人持参・開封を条件に、法務局が署名押印日付等の適法性だけは確認し、自筆証書遺言原本と画像データを保管、死亡後相続人に開示します。死亡後の裁判所での検認は不要になります。

ただし、保管費用がかかり、内容の適法性までは保障されないため、万能とは言えません。

今後の取扱を見る必要はありますが、現時点では公正証書遺言で準備するのが安心でしょう。